

平成23年9月26日

1. 出席議員

議長 牟田 勝 浩  
1 番 朝 長 勇  
3 番 上 田 雄 一  
5 番 山 口 良 広  
7 番 宮 本 栄 八  
9 番 石 橋 敏 伸  
11 番 上 野 淑 子  
13 番 山 崎 鉄 好  
16 番 小 柳 義 和  
19 番 山 口 昌 宏  
21 番 杉 原 豊 喜  
23 番 黒 岩 幸 生  
25 番 平 野 邦 夫

副議長 小 池 一 哉  
2 番 山 口 等  
4 番 山 口 裕 子  
6 番 松 尾 陽 輔  
8 番 石 丸 定  
10 番 古 川 盛 義  
12 番 吉 川 里 己  
14 番 末 藤 正 幸  
17 番 吉 原 武 藤  
20 番 川 原 千 秋  
22 番 松 尾 初 秋  
24 番 谷 口 攝 久  
26 番 江 原 一 雄

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 筒 井 孝 一  
次 長 松 本 重 男  
議事係 長 川久保 和 幸  
議事係 員 江 上 新 治

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
技		監	松	尾		定
政	策	部	角			眞
つ	な	が	山	田	義	利
營	業	部	森		孝	畑
營	業	部	北	川	政	次
く	ら	し	古	賀	雅	章
こ	ど	も	馬	渡	公	子
ま	ち	づ	石	橋	幸	治
山	内	支	牟	田	泰	範
北	方	支	川	内	野	夫
会	計	管	山	口	光	則
教	育	部	浦	郷	政	紹
水	道	部	宮	下	正	博
総	務	課	松	尾	満	好
財	政	課	中	野	博	之
企	画	課	平	川		剛
選	挙	管	成	松		薫
監	査	委	一	丸	喜	代
農	業	委	森		博	邦
員	会	事				文
務	局	務				
局	長	局				
長		長				

---

議 事 日 程 第 7 号

9月26日（月）10時開議

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 第50号議案 | 武雄市税条例等の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）                          |
| 日程第2  | 第51号議案 | 財産の処分について（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）                                  |
| 日程第3  | 請願第4号  | 玄海原発の再稼働をめぐるやらせ問題と原発撤退に関する県知事への意見書採択を求める請願（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第4  | 第59号議案 | 平成23年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）<br>（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）           |
| 日程第5  | 第54号議案 | 平成23年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）<br>（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）         |
| 日程第6  | 第55号議案 | 平成23年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）<br>（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）        |
| 日程第7  | 第52号議案 | 市道路線の認定について（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）                                |
| 日程第8  | 第56号議案 | 平成23年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）<br>（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）         |
| 日程第9  | 第57号議案 | 平成23年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）<br>（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）          |
| 日程第10 | 第58号議案 | 平成23年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）<br>（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）         |
| 日程第11 | 第53号議案 | 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第3回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）                     |
| 日程第12 |        | I T行政推進特別委員会設置の件（趣旨説明・所管常任委員会付託省略・質疑・討論・採決）                    |
| 日程第13 |        | 閉会中継続審査申出について（請願第3号）（議決）                                       |
| 日程第14 |        | 閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）（議決）                                    |

---

開 議 10時

○議長（牟田勝浩君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

それでは、総務、産業経済、福祉文教、建設の各常任委員会へ付託しておりました議案等の審査終了の報告が各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

### 日程第1～第3 第50号議案・第51号議案、請願第4号

日程第1. 第50号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例より日程第3. 請願第4号 玄海原発の再稼働をめぐるやらせ問題と原発撤退に関する県知事への意見書採択を求める請願までを一括議題といたします。

以上の2議案及び請願1件は、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

まず、第50号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔総務常任委員長

#### ○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。本委員会に付託をされました第50号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例についての審査内容と結果について御報告をいたします。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律の制定等に伴う改正で、引用条文の整備と市民税等の不申告に関する過料の額の改定等及び東日本大震災にかかわる住宅ローン減税の適用特例、さらには肉用牛の売却による事業所得にかかわる市民税の課税の特例の見直し等の条例議案であります。

本議案は慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員からは、肉用牛に関することで売却頭数1,500頭への見直しとなっているが、武雄市内でこの頭数規模で対象となる農家はあるのかという質問の中で、市内では170頭が最大とのことでありました。

また、1,500頭の条文はどこに明記してあるのかとの質問で、条例ではなく地方税法の附則に明記してあるとのことでした。

以上でございます。

#### ○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。25番平野議員

#### ○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

第50号議案について、二、三お伺いしたいんですけども、この第26条第1項に関して言いますと、3万円を10万円に改める、いわゆるペナルティーが強まるわけですよ。その後、例えばわかりやすく言うと、たばこ税に関して言えば不申告については10万円以下の過料に付すと、いわゆるペナルティーが強くなったわけですね。これは不申告、どういう場合をもって不申告というのか、意図的なものもあるかも、中には例外的にあるかもしれない。事務的な手おくれからそういうことが起こるかもしれない。それに対する救済とございますか、そ

ういったものがどうなっているのかというのが1点。

もう1つは、株式譲渡、いわゆる株式の配当、譲渡に関しては、従来の優遇措置を2年間延長すると、この譲渡に関しては、もともとの税率は幾らあったのかと、1.8%、これは平成20年、21年、22年、この3年間ずっとあるわけですけれども、これもさらに2年間延長すると、機関投資家や個人投資家などありますけれども、そのことを通じて武雄市にどういう税収のマイナス影響が出てくるのかと、その点論議されているとすれば——当然論議されていると思いますけれども、答弁をお願いしたいと思います。（「審査の過程と結果やろうもん、きょうの質問は」と呼ぶ者あり）審査したっちゃろうもん。

○議長（牟田勝浩君）

松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

今の2点ですかね。

最初の第26条とたばこ税の10万円になるということで、ペナルティーになるんじゃないかというふうな形の中で、救済措置はというふうな質問と、2点目の株式譲渡に関しての武雄市の課税の額はというふうな形につきましては、質疑が出ておりません。あっておりません。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

1.8%をさらに2年間延長する、もともと何%ですか。それも論議になっていないんですか。

○議長（牟田勝浩君）

松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

それも論議は出ておりません。

〔25番「それで賛成したわけ」〕

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第51号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

それでは、本委員会に付託されました第51号議案 財産の処分についての審査内容と結果について御報告をさせていただきます。

本議案は、平成22年2月1日に武雄市民病院を社団法人巨樹の会に移譲したことに伴い、

今回医療機器などの備品を移譲先の社団法人巨樹の会に売り渡す財産処分の事件議案であり、本議案は慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員からは医療機器などの備品を医師会等が購入を希望する場合はどうなのかという質問の中で、平成20年6月、市民病院の移譲先の公募要領の中に移譲先が購入を希望すれば別途協議を行う記述があり、今回はその記述に基づき社団法人巨樹の会となったもので、医師会等の購入については対象外とのことであります。

また、仮に注射器等の医療機器を処分した場合、どのくらいの処分費用がかかるのかという質問に対して、今回は処分費としては見積もりはとっていないが、厚労省の中古医療機器の買い取り価格については、5年程度経過したもので新製品の実勢価格の10%から15%程度であるということでした。

以上であります。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

医療機器の問題ですけれども、その背景にあるものをちょっとお伺いしたいんですけれども、実は19カ月前になつてすかね、2月からやったですよ、そのときに一番私たちが悩んだのが、医療をどうするかという話だったんですよ、医療を。続けてもらうということで、19カ月間続けていただいたと思うんですけれども、その間全く、それまでは大体黒字になりつつある、いろいろ言っても赤字続きやったですよ、ずっとね。だから、その赤字を19カ月したらどれくらいになるかとか、そういう面もやっぱり当然委員会では調べられたと思いますけれども、そのことについて言及はあったでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

私自身はその点まで確認をさせて、判断をさせてというか、したんですけれども、委員会の中ではそういう議論は今回なされておられません。

○議長（牟田勝浩君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

それであれば、委員会を出てないとすれば、ぜひ委員長はそれを思うとつたら、平均したら大体8,000万円としても1億何千万円になつてすよね。それから、うちは一切医師を雇うだけの金を払ってないわけですから、黒字になるちゅうことはないですからね。それだけをしてもらったという、ただ働きと言ったらおかしいですけど、してもらったのは現実なんですよね。だからその比較と、やはり医療機器と比較せにやいかんと思いますけれども、もし

委員長が個人でも調べておられたら、どれくらいになるのか教えていただければ幸いです。

○議長（牟田勝浩君）

松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

約2億円程度が19カ月間の加算としての金額が資料的には手元にありますけれども、委員会の中ではその点に関しては議論がされておられません。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

〔25番「いいですか」〕

質疑とどめましたけれども。（発言する者あり）25番平野議員

質疑をとどめる前に手を挙げて言ってください。

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

定額法、あるいは定率法というふうに我々がもらった資料の中にありますね。公営企業法による会計、これは定額法でいって一番最初にももらった資料については、使用価値がないものについてはその都度処分していくわけですが、使用価値があるもの、市場的な価値はないにしても現実に使用可能なもの、公営企業法では5%の簿価を残すということで、定額法で金額が出ていますよね。いわば何というか、耐用年数以内のものでは1億1,100万円ぐらいの金額が出ていますね。

この定額法は、当然市の側としましては公営企業法に基づいて当然要求していただろうと、これは推測でしかありませんけれども、交渉というのはそういうものから、売る側と買う側との駆け引きもあるでしょうから、その公営企業法に基づく定額法が採用されなかったという理由について述べていただきたいと、答弁していただきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

その件に関しては、9月16日の本会議の中で質疑が出たと思いますけれども、その件でまた再度委員会での話は出ておりません。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

質疑をとどめます。

続いて、請願第4号に対する報告を求めます。松尾陽輔総務常任委員長

**○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕**

本委員会に付託されました請願第4号 玄海原発の再稼働をめぐるやらせ問題と原発撤退に関する県知事への意見書採択を求める請願についての審査内容と結果について御報告をいたします。

本請願は慎重審査の結果、全会一致で不採択となりました。

不採択の理由については、請願の願意を委員会で十分に審議を行い、委員からは請願に「やらせメール」に対して真実を明らかにし、県民に公表し責任を明確にすることとあるが、やらせ問題を調査している九電の第三者委員会の公表された内容に対して、県知事の見解の相違と事実関係に食い違い等があるとの報道もされており、また県議会の原子力安全対策等特別委員会でも現在真相究明中で、今の時点で県知事の責任問題を明確にする段階にはないとの委員からの意見でありました。

また、脱原発の方向性は一致するが、1号機から4号機に対しておのおの再稼働をしないこと、廃炉にすること、期日を決めて撤退することに対して、提出された請願の中の意を同じくする再生可能エネルギーなどのほかのエネルギー転換を早急に取り組み、さらに一定のめど、見通しが立った段階で計画的に脱原発に向け検討していくべきことであり、また再生エネルギーのめど、見通しが立っていない今の段階で停止、廃炉にすれば、市民生活の影響と企業にとっても武雄市の今後の企業進出、さらには企業経営にも影響が懸念されるとの意見も出されました。

その中で、請願の項目にある再生可能エネルギーなど、ほかのエネルギーへの転換を早急に取り組むことに対しては全員の意見の一致を見ましたが、知事の責任問題と再稼働、廃炉、撤退の項目については、最初に申し上げたとおり、今の段階で取り上げる状況にはないとの全員の意見で、今回請願に関しては不採択となりました。

以上でございます。

**○議長（牟田勝浩君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。23番黒岩議員

**○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕**

3つ今言われたようでございますけれども、1つは知事の「やらせメール」が1つですね。それと、再生エネルギー関係で、直ちには廃炉にする——相手がありますからね、いきなりすぱっと切って産業界がつぶれるようなことはできませんけれども、方向性として、一貫して3つ言われましたけど2つだと思うんですよね。1つは「やらせメール」問題、もう1つはやっぱり原発に対する問題なんですよね。しかし、「やらせメール」も考え方によっては原発が主なんですよね、これは。どう考えても。内容的には「やらせメール」を追及せろと書いてありますけれども、その意味というのは、やっぱり原発に対する安全性、それを求め



た意見書だと思うんですけれども、そういう形になれば一致できたのじゃないかと思うんですけれども、「やらせメール」を、事を大きく取り上げれば現在どうなのかとなりますけれども、「やらせメール」、かれこれあるのは、こっちの側にある本来の意味の原発をやっばりもう危ないからやめていこうと、直ちにできる、できないとしても減らしていこうと、やめていこうというのが主だと思うんですけれども、その分での採択はできなかったのかですね。お願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

趣旨採択と一部採択もあるかと思えますけれども、委員会では一部採択という話が議論も出ておりませんので、今回全体を見た中で不採択ということで決した次第でございます。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

今、はしなくも委員長が趣旨採択、請願については、これは請願者の意思を尊重するというところで論議の中で趣旨採択、願意採択だとか部分採択だとかということなんでしょう。委員長報告によりますと、請願5項目の中の最後の5、「再生可能エネルギーなど他のエネルギーへの転換を早急に取り組むこと。」と、これはもう全国各地例があるわけですから、この5項目ある中の第5ですね、この原発依存から自然再生エネルギーへの転換というのは大きな世論になっていますね。この部分でも論議がなかったと。だから、請願者の——今さっき23番議員も言われましたけれども、大きくはそこでは一致できる。ですから、請願者の気持ちを——気持ちと言ったらおかしいけれども、趣旨を最大限尊重するという立場には立てなかったんですか。

○議長（牟田勝浩君）

松尾陽輔総務常任委員長

○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会でも6月に原発に対しての意見書も提出をさせていただきました。また、原発に関しては、今後継続的に調査研究をしていくというふうな方向づけも委員会でも確認をしたところでございます。

ただ、今回の請願に関しては、先ほど申し上げたように5項目のうち1項目の再生可能エネルギーに関しては願意の一致を見たところですが、ほかの4項目に関しては時期尚早で、今の段階では検討すべきでないというふうな形の中で全員の意見が一致を見たものから、先ほどおっしゃった23番黒岩議員にもお話をさせていただきましたけれども、一部

採択というふうな形での議論は今回はされておりません。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、議案第50号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

おはようございます。第50号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例に反対の立場から討論をいたします。

第1条について、第26条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。第36条の4第1項について、あるいは第53条の10第1項について、あるいは第54条第6項中「、地方開発事業団」を削って、これを課税対象にする、これはいいとして、一方で東日本——今まで言ったのは3万円を10万円に、いわばペナルティーを強化するという内容ですけれども、一方では東日本大震災に係る住宅ローン減税の適用を受けていた住民に、居住できなくなった場合でも控除対象の残りの期間について、引き続き税額控除の適用を可能にする、内容は被災者の立場に立った措置であり、当然の措置だと考えております、と同時に二重ローンの解消の問題も今国会でその方向性が具体化されてきているところであります。

そういった意味で、被災者救援の方向を打ち出しているという内容を含んでいることについては肯定できるわけですが、また肉用牛の売却に対する事業所得に係る市民税の課税を免除対象の飼育牛の売却頭数要件を見直して、2,000頭を1,500頭にする内容も含まれておるところであります。

全体として市民税等の不申告に関する過料を3万円から10万円に引き上げる内容、また、たばこ税に係る不申告に係る過料を10万円以下にすることなど、第2条関係で上場株式等の配当譲渡所得等に係る軽減税率、1.8%の2年延長という改定が盛り込まれております。

新聞報道によりますと、法人税の実効税率を30%から4.5%に引き下げると、いわば大企業にとっては法人税の引き下げも一方で要求されているわけですが、実際に武雄市で機関投資家、あるいは個人投資家など、どれだけおられるかわかりませんが、それは従来ならば平成21年1月1日から平成23年12月まで、この2年間、100分の5を100分の3、100分の3を100分の1.8、それでこの100分の1.8をさらに2年間延長する、その税収はどう武雄市に影響してくるのかわかりませんが、こういう全体の措置の中身を見ますと、いいところはいいんですけれども、そういった優遇的な措置、いわゆる金持ち優遇制度とい

いますか、株式の譲渡、一般的にどれだけおられるかわかりませんが、そういった人々に対する優遇措置として、これは認められないという立場からの反対の意見であります。以上です。

○議長（牟田勝浩君）

賛成討論ありますか。5番山口良広議員

○5番（山口良広君）〔登壇〕

おはようございます。ただいまの反対討論に対して賛成討論をします。

今回の今の意見というものは、東日本大震災における住宅ローンの減税の適用ということで、被災者に対する手助けでございます。そしてまた肉用牛の売却による事業所得に関しても2,000頭を1,500頭ということで、これも救済措置でございます。

それらを考えますと、それと同時に市民税の3万円から10万円の過料の改正というものは、あくまでも不申告者に対する過料ということでありますので、そういうことから、私はこの案に対して賛成の意見を述べて、議員各位の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

他に討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第50号議案を採決いたします。本案は異議がありますので起立による採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第50号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第51号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

25番平野議員（「何でも反対」と呼ぶ者あり）

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

賛成もありますよ。（「何でも反対」と呼ぶ者あり）

9月はちょっと多過ぎますけどね。（「早うしゃべらんば」と呼ぶ者あり）

何ば言いよっと。

注意しなさいよ。

○議長（牟田勝浩君）

今注意しました。

○25番（平野邦夫君）（続）

静かに聞いてくださいよ、きょうは。執行部は答弁できないんだから。（発言する者あ

り)

第51号議案、市長が提案した財産の処分について、反対の立場から意見を述べたいと思います。

処分する財産は、旧武雄市民病院の医療機器であります。医療機器等売買契約書によりますと、売買価格は第3条で3,995万6,517円、この括弧の中に消費税及び地方消費税額を含んでいます。しかし、この仮契約書では売買物品は幾らで、うち消費税及び地方消費税の額が明記されていない、これは幾らになるのでしょうか。市が提出した資料にもこのことは明記されておりません。一つ一つの物品に入っているのかどうなのか、ここは審議の場じゃありませんから、私の意見を述べておきたいと思います。

第2には、資料によりますと公営企業法で定める定額法による算出、帳簿価格によりますと、償却済み資産は500品目の4,501万5,462円、未償却資産は101品目の1億1,129万8,167円となっております。これを合計しますと資料によりますと1億5,631万3,629円となっております。

償却済み資産であっても、使用価値があるものについては5%相当を簿価として計上しておく、これは結局、公営企業法の会計で定められた仕組みであります。原則であります。この500品目は4,501万5,462円になるわけですがけれども、それは先ほど質疑の中で言いましたように、この会計法上の原則で示された額であります。

未償却資産、これが1億1,298万167円を市が提示する売買価格として交渉したと、これは本会議での質疑の中でも答弁いただいたところです。買う側の相手側の巨樹の会は、耐用年数ありとした101品目を3,995万6,517円、この額の根拠、定率法による減価償却方式で算出した帳簿価格としています。定額法による帳簿価格の実に35.9%という割合であります。使用価値があるとして5%を帳簿に残した額をあえて計算しますと、この3,995万6,517円の割合というのは25.5%、市民の財産である旧武雄市民病院の医療機器を売却するに当たって、いかに有利に交渉するか、これは当局のある意味では責任であります。それに属する責任問題であります。

しかし、結果としては巨樹の会が定率法に基づいて算出した額をそのまま売買価格にしております。ここは納得がいかないところであります。しかも、先ほどの質疑がありましたけれども、平成22年2月1日に移譲されて以降、19カ月間無償貸与、これは平成20年5月30日にここで随分紛糾しましたけれども、その条例に沿ってやったんだろうと思いますけれども、無償貸与、これら3つの点を指摘しますと、いわゆる交渉、売買契約というのは交渉事ですけども、ここに市長の姿勢がうかがえるなということをあえて述べまして、反対の意見いたします。

以上です。(発言する者あり)

○議長(牟田勝浩君)

5番山口良広議員

○5番（山口良広君）〔登壇〕

第51号議案 財産の処分についての議案に対し賛成討論を行います。

市民病院の医療機器601品目を3,995万6,517円で処分する議案に対し、議会に報告された医療機器価格比較表に表示されていますように、耐用年数がある算出帳簿価格、定率法で計算された総額が3,995万6,517円となっています。

減価償却の方法は定額法と定率法があり、このことは会計処理の問題で、基本は市場価格であります。このことは、地方自治法第237条第2項財産処分で「適正価格で」と明記されております。対価とは市場価格であります。

今回の定率法による算出法は適正と判断します。なお、参考資料として委員長報告でもありましたように、市場価格で売却すると厚労省の算定基準は5年経過では10ないし15%となっております。でも、今回の売却では四～六年経過品目が17品目あり、その価格の平均は14.3%となっております。この数字を見ても、今回の武雄市の売却は妥当な数字といってもいいと思います。さらには、22年2月以降の運営費を考えれば、無償でもいいのではと思います。

以上をもって賛成討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（牟田勝浩君）

討論ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第51号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第51号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、請願第4号に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

請願第4号の玄海原発の再稼働をめぐるやらせ問題と原発撤退に関する県知事への意見書採択を求める請願書、付託された総務常任委員会では、先ほどの松尾委員長の報告によりますと不採択という報告でありました。

私は、この不採択、委員長報告に反対の立場から、請願の紹介議員の一人として反対の意見を述べたいと思います。

市民、県民、そして国民、そして世界じゅうの人たちが安心・安全、持続可能な社会を構

築していきたいという意見をますます今日の世論、あるいは世界的な流れの中では強くしております。

この請願のここに掲げられている5項目、特に玄海原発は全国から注目されているわけですが、今こそぜひ実現していかなければならない県民としての課題ではないかと考えるものであります。

先ほど、「やらせメール」のことについて委員長報告にありました。ちょうど総務常任委員会が審議されている9月21日、この新聞報道によりますと、再稼働をめぐり5月にネット中継された国の説明会で、九電が説明会の最中に古川知事側から再稼働に賛成する意見の書き込みを要請する指示があったと、そういう内容のメールを社内に発信、ネットでの賛成投稿を促していたことが20日わかったと、こういった経緯を示す厳秘扱いのメモも示している。この前の請願の趣旨説明の段階のときには、第三者委員会の郷原委員長の記者会見に基づいて、これは中間報告でした。最終的にまた報告があるかと思えますけれども、20日に最終的な報告というのがなされております。これが報道されているわけですが、これら一連の流れから見ると、県知事の関与は否定できない。県知事のそういうメール、発言、これが「やらせメール」の発端になったということは各紙が一斉に報道しておりますので、間違いない事実だろうと推測できるものであります。

知事の関与は否定できないと言いましたけれども、古川知事は九電からの政治献金も受け取っている。議会では特別委員会の委員長が九電からの政治献金があったということで委員長を交代し、今は武雄市出身の石丸県議が委員長になったわけですが、このことから見ても九電を利することは明確なものであります。にもかかわらず、知事は関与を否定し続けていますけれども、県の主催、またはかかわった討論会、説明会であるからこそ県独自の調査をし、県民に公表すべきではないでしょうか。さもないと県民の不信感と不安は増すばかりであります。

もう1つは、この請願の趣旨説明でも、あるいは総務常任委員会でも論議になったかもわかりませんが、報告がありませんでしたが、いわゆる世論操作という問題です。

以上のことからわかるように、九電は当事者なわけですね、利益を追求する当事者であります。2005年12月以降のすべての討論会、住民説明会で動員や、やらせをやったことが発覚しており、また県とのかかわりも明らかになっています。九電は原発の当事者です、これは何回も言いますが、いわば利益を追求する——これは企業ですから、それを有利に展開するための工作、したがって世論操作というのは、そういう安全神話が崩壊してきているわけですから、それをもとに戻すという意図が見え見えであります。そういう立場にある者が、異質の危険性を持つ原発、この再稼働に関して県民の知らないところで秘密裏に都合のよい結論を導き出すための工作をした実績は、世論操作誘導にほかなりません。そのことにより、県民の多くが原発に対しますます不安を持ち、原発撤退賛成の世論もますます強くな

っている今日であります。

再生可能エネルギーについて、先ほど委員長報告によりますと、これは請願の5つの課題の中で第5番目の再生可能エネルギーなど、他のエネルギーへの転換を早急に取り組むこと、これは賛成だと。しかし一部採択だとか、そういう意見が出なかったということで、全面的な不採択になったという報告でありましたですね。（発言する者あり）

3.11以降、「やらせメール」が明らかになって以降、安全神話が崩れ、隠されていた事実がどんどん報道されるにしたがって、原発に依存しない、原発は要らない、そういう方向へと世論はシフトされてきております。9月19日には大江健三郎や著名人の呼びかけによって、東京明治公園には6万人が集まり、「さよなら原発集会」の大集会が行われました。（発言する者あり）ちょっと討論しにつかけん静かにしてもらえんか。

#### ○議長（牟田勝浩君）

簡潔にお願いします。（「長かもん」「うん」と呼ぶ者あり）

#### ○25番（平野邦夫君）（続）

肝心ですからね、どういう地球社会を将来に残すかという点では当然長くなります。国民はそのことが本当に不安と不満が高まり、生活に大きな不利益をもたらすことを実感してきております。

先ほど言いましたように、原発は異質な危険を持ち、何万、何十万年もの人類、地球に影響を及ぼし続けますので、後世の人々にそんなものを引き渡すわけにはいきません。再生可能エネルギーは、身近なところでできる発電です。これは一般質問でも紹介しましたけれども、エネルギーの地産地消につながりエネルギーを身近に感じることができます。子どもたちの自然への関心をはぐくみ科学の芽を育てることにもなるでしょう。災害が起きたとしても狭い範囲の停電で済みますし、地場産業として育成すれば関連企業も活性化し雇用拡大にもつながっていきます。県内では富士大和森林組合、チップやペレットに取り組んで、企業からの引き合いも3.11以降格段にふえている、そういう実績があります。佐賀にある味の素からは10万トン単位での需要がある、それにこたえ切れないほどのものであります。

節電もまた身近に感じることができますし、電気の使い方も優しくなり、そういう子どもたちに与える影響を考えるならば、これは大事なことだと思います。

よりよい環境をつくっていくためにも、再生可能エネルギーは大きい力を発揮します。ドイツやイタリアは、日本より先に撤廃に踏み切りました。ヨーロッパでは再生可能なエネルギーへとどんどん切りかえています。実際の発電までに準備に相応の期間がかかることは当然です。いつまでも原発に依存せず、未来のため、世界のため、そして日本の将来の国の形、私たち県民、市民のために、そこにこそ心を一つにして取り組んでいくことが求められているんじゃないでしょうか。

以上、問題点を指摘し、また日本の近い将来の原発依存のエネルギー政策を再生可能自然

エネルギーへの転換の展望を示して、請願第4号不採択の総務常任委員会の報告に反対の意見といたします。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

5番山口良広議員

○5番（山口良広君）〔登壇〕

請願第4号の委員長報告に対し、賛成討論をします。

今、反対討論がある言われましたが、私は、請願第4号は請願項目が5項目あり、1項目は知事の「やらせメール」により世論操作で県民の民意を覆すことが許しがたい行為と決めつけていることは、今の時点ではそこまで決定する段階ではないと思います。

次に、2から4項目については、現時点では玄海原子力発電所の安全確認をすることは大前提であります。3号機は再稼働しないこと、1号機は直ちに廃炉にすること、2・4号機は期日を決めて撤退することとなっており、これらの項目に対して、委員長報告にありましたように、再生可能エネルギーが一定のめどが立った段階で脱原発に向け検討すべきと私は考えます。そして、私は電力を安定供給することによって、武雄市民が熱望する武雄北方インター工業団地への企業誘致にもつながると思うのです。

また、「やらせメール」等の責任論と原発問題とは別に議論していくべきと考え、以上の理由で請願第4号 玄海原発の再稼働をめぐるやらせ問題と原発撤退に関する県知事への意見書採択を求める請願不採択の賛成討論とします。議員各位の御賛同をよろしく願います。

○議長（牟田勝浩君）

これより請願第4号を採決いたします。本件は御異議がありますので、起立により採決を行います。総務常任委員長の報告は不採択であります。よって、総務常任委員長の報告についての採決ではなく、請願書原案についての採決になります。

請願第4号 玄海原発の再稼働をめぐるやらせ問題と原発撤退に関する県知事への意見書採択を求める請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。（「今の運営はおかしいんじゃないの。今まで委員長報告に対して言いよって、これだけ何で原案認定」と呼ぶ者あり）意見書のほうは原案採決になりますので。（「何もおかしゅうなか」「何で」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）6月議会でも同じ、その前の12月にも同様の採決をしております。

起立少数であります。よって、請願第4号は不採択とすることに決定いたしました。

#### 日程第4 第59号議案

日程第4. 第59号議案 平成23年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）を議題と



いたします。

本案は、産業経済常任委員会に付託いたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、産業経済常任委員長の報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

#### ○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

おはようございます。今議会で本委員会に付託されました第59号議案 平成23年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、主にサテライト薩摩川内の新設に係る経費、そして、ことし引退した佐々木昭彦選手による寄附に関するものなど、総額3,523万5,000円が計上されています。

場外車券場の設置場所などについて、周辺人口と売り場の分布の関係、設置場所の選定に関する事項にわたって質疑、討論が交わされました。

また、引退した佐々木選手からの寄附50万円が計上されております。この寄附を活用し、来場者向けファンサービス物資、児童用のバンク体験に使用する専用自転車の購入など、広く自転車や競輪に親しんでいただく事業を計画し、その経費に充てるという説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

#### ○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第59号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第59号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第59号議案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第5・第6 第54号議案・第55号議案

日程第5. 第54号議案 平成23年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）及び  
日程第6. 第55号議案 平成23年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）を一括議題といたします。

以上の2議案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第54号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕**

おはようございます。本委員会に付託されました第54号議案 平成23年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について報告をいたします。

償還金の療養給付費交付金返還金3,526万3,000円の追加は、平成22年度の退職者医療療養給付費の精算によるもので、前年度繰上充用金についても精算に伴い確定金額が出たので、減額補正するものと説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

**○議長（牟田勝浩君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第55号議案に対する報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

**○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕**

第55号議案 平成23年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてです。

後期高齢者医療広域連合納付金の167万3,000円の追加は、平成22年度分として平成23年4月及び5月に収納した後期高齢者医療保険料の精算によるものと説明を受けております。

本件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

**○議長（牟田勝浩君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第54号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第54号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第54号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第55号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

25番平野議員

**○25番（平野邦夫君）〔登壇〕**

第55号議案 平成23年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、反対の立場から討論いたします。

先ほど委員長報告しましたように、予算書の中身で見ますと、平成22年度の歳入歳出から精算した繰越金が計上されております。私はこの制度が始まった平成20年以降、もう3年目を迎えるわけですけれども、こういう医療差別といたしますか、高齢者の差別的な医療制度はないと、制度そのものについて、そのねらい、中身を指摘し、反対をしてきました。

これまでの問題点の指摘をした中で、これは前の政府が75歳で扶養控除から外す、母屋と一緒に生活していた75歳以上の高齢者、扶養から外して別棟に移すというような内容ですよね。

それでねらいは何かというと、老人医療費の抑制、しかも徴収については年金からの天引き、あるいは普通徴収もありますけれども、この平成22年の滞納といたしますか、徴収できなかった部分、これは93人で354万8,700円、やっぱりここにあらわれているのは、年金が低い、いわば年金が低い人は特別徴収じゃなくて普通徴収で係が訪問をし納入していただくという内容なんですけれども、こういう状態にあります。

また、平成20年度の決算を見ますと62万7,000円が不納欠損処分せざるを得ない、払えないという内容であります。医療費の抑制、扶養控除から外すという老人医療の差別や、あるいは高齢者、75歳以上を差別するような、そういう制度そのものには反対であります。

その当時、厚労省は75歳以上になると何らかの病気を持っている、75歳以上に限らず病気の1つや2つはみんな持つわけですけれども、しかも75歳以上になると、やがて死を迎える、余計なお世話なわけですよね。こういったことを堂々と国会論戦の中で指摘をする、言う、とんでもない内容であります。

そういったことから、この第55号議案の後期高齢者医療保険制度について一貫して反対してきよりましたので、この件については反対の立場からの意見といたします。

以上です。

**○議長（牟田勝浩君）**

ほかに討論ございませんか。3番上田議員

**○3番（上田雄一君）〔登壇〕**

おはようございます。第55号議案 平成23年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、賛成の立場で討論させていただきます。

近年の急速な高齢化、景気の低迷などを含む社会情勢の変化や右肩上がりという医療費の

増加などの要因もあって、この医療制度の財政運営も厳しさを増してきているのは皆さん御案内のとおりだと思います。

このような中、先ほどの反対討論でありましたように、制度そのものについては国が主催する後期高齢者医療制度改革会議において、社会保障と税の一体改革の議論が進められている状況にあり、現時点においては、この後期高齢者医療制度の改正の方向については、その会議での議論を注視していくしかないと考えるものであります。

その上で、今回の第55号議案 平成23年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の内容につきましては、あくまでも平成22年度に収納した分の保険料の精算についての補正でありまして、本制度の改正についての議論があるにせよ、本議案に反対する理由はないと考えるところであります。

以上、私の賛成討論とさせていただきます。議員各位の御賛同よろしく申し上げます。

**○議長（牟田勝浩君）**

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第55号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第55号議案は委員長報告のとおり可決されました。

**日程第7～第10 第52号議案・第56号議案～第58号議案**

日程第7. 第52号議案 市道路線の認定についてより日程第10. 第58号議案 平成23年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）までを一括議題といたします。

以上の4議案は建設常任委員会に付託をしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、順次、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第52号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

**○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕**

今定例会において、本委員会に付託されました第52号議案 市道路線の認定について御報告いたします。

主な審査内容として、執行部から今回の市道認定は、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするもので、昨年から着手した武雄北方インター工業団地が10月から分譲開始されることに伴い整備した工業団地への進入路を、武雄北方インター工業団地線として新規認定をお願いするものであると説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第56号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第56号議案 平成23年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について御報告いたします。

今回の補正の主なものは、歳入については市民からの寄附金及び前年度繰越金の確定による増額補正、歳出については、市民からの寄附金の使途であり、農業集落排水事業の接続促進などの啓発チラシを作成するための増額補正をお願いするものであると説明を受けました。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第57号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第57号議案 平成23年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について御報告いたします。

今回の補正の主なものは、国庫補助金、社会資本整備総合交付金の内示減に伴う事業内容見直しによる減額補正をお願いするものであると説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

続いて、第58号議案に対する報告を求めます。古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

今定例会において、本委員会に付託されました第58号議案 平成23年度武雄市土地区画整

理事業特別会計補正予算（第1回）について御報告いたします。

今回の補正の主なものは、国庫補助金の内示減に伴い事業費を調整したことによる減額補正をお願いするものであると説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。  
以上、報告いたします。

**○議長（牟田勝浩君）**

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第52号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

よかですか。（発言する者あり）

討論をとどめます。

これより第56号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、（発言する者あり）失礼しました。

〔23番「ちょっとおかしかよ」〕

何やった。（「52号」と呼ぶ者あり）失礼しました。（発言する者あり）

〔25番「52号やろう」〕

失礼しました。（発言する者あり）

これより討論、採決を行います。

第52号議案は御異議がございますので、起立による採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。

〔23番「52号」〕（発言する者あり）

〔19番「そいけん反対の理由ば聞かんば」〕（発言する者あり）

〔23番「議長、議事進行」〕

23番黒岩議員

〔24番「採決途中で議事進行はなかとよ」〕

**○23番（黒岩幸生君）**

進行、進行。

〔22番「議長が認めたけん、どかんしようもなかたいね」〕（「議長、ちゃんとやってよ」と呼ぶ者あり）

だから、第52号ということで今言われたんですけど、第52号の市道認定について、委員会としては慎重審査すべく現場に行ってみてきて、そして——現場の話はされなかったですかね。そして調べてきて、やはり何線て言うんですかね、大体朝日線というんですかね、北方朝日線にひっつけるというわけでしょう。そういう話が出たのに、認定するのに反対ということであれば、やっぱり議長はどういうところということを精査して、どういうところで反対と見せなければ、私ら賛成しようがないわけですよ。だと思っんですけど、私ちょっと今横向いて聞き損のうたんですけども、第52号だったら市道認定でしょう。市道認定は賛否とられるのであれば、どのところということは議長はちゃんと精査して言っていただかなければ、我々は賛成のそのことに当たる討論をしようがないんですからね、そういう計らいをできないんですか。

**○議長（牟田勝浩君）**

ただいま議事進行が出ました。

議事進行につきましては、第52号議案、それにかかわらず反対意見があれば反対討論をしようということで、以前この議会のほうでも多々意見が出ました。

先ほど「討論ございませんか」というふうに言いましたときに、26番江原議員が反対という発言をされました。討論をお願いしますということで言いましたけれども、討論はいいというふうなジェスチャーをされました。それで続けさせていただきました。

もし、まだ採決前でございますので、26番江原議員、反対……

〔23番「議事進行」〕（発言する者あり）

23番黒岩議員

**○23番（黒岩幸生君）**

だからね、議長がね、あなたがわかっていればいいですよ、反対の根拠がね。議長が諮って、こういうことだからということで、例えば関連しているからいろんなことがわかるですよ。もう1回そのもし討論があればという話じゃないですよ、議長が決をとるときには、これとこれを対比してとるんですから、ただ単純に皆さん賛成、反対してくださいじゃ我々は意思表示できないんですからね。だから、こういう反対がありますとわかれば、自分でこなんですよと、議長が私に言ってくればいいわけですよ。賛否とられるんですから。こういう反対がありますかと言えば、私はだから聞き損ねたと言えよばってん、ちゃんと言うてくれれば、そこに対して言いますからね。市道認定でしょう。

**○議長（牟田勝浩君）**

はい。

**○23番（黒岩幸生君）（続）**

52号反対で言わした。

**○議長（牟田勝浩君）**

はい。

○23番（黒岩幸生君）（続）

じゃ、そのことをちょっと議長から教えてください。どういうつもりでとっているか。

○議長（牟田勝浩君）

ちょっと暫時休憩いたします。

休	憩	11時3分
再	開	11時6分

○議長（牟田勝浩君）

休憩前に引き続き再開いたします。

採決のほうに入りましたが、討論のほうを再度再開いたします。討論を始めます。23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

議案第52号 市道路線の認定についてでございますけれども、今、全く理由のわからないようなつもりで反対でございますので、せっかく委員会としてはいろんな面から考えてつくってききましたので討論を行いたいと思います。

まず、この工業団地については、たしか振り返ってみますと、賛成、反対があったかもしれません。しかし、そういう中で巨費を投じてすばらしい工業団地ができたわけでございまして、今度、その道路をどうするかと、これ重大な問題でございますので、ここを市道にすることによって、今後、大きくこの工業団地の売買ができると、こういう大事なものでございます。場所、場所がありますので、昔関連していたからとか、そういう話じゃないと思います。今のこの工業団地に一番必要なこの道路、これをどこの道路にするかということは非常に問題でございますので、例えば、この道路を企業に売り払う、それもできるかもしれません。1つの企業が来ればですね。それは後の話であって、今一番大事なことは、あそこまでちゃんと市道が入っていますよ、入り口まで市道が入っていますよ、認定しなければ、このせっかくつくった工業団地も無意味になってしまう。そういう意味から皆さん方の賛同よろしくお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

ほか討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論を改めてとどめます。

これより第52号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕



起立多数であります。よって、第52号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第56号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第56号議案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第56号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第57号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第57号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第57号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第58号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第58号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第58号議案は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第11 第53号議案

日程第11. 第53号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第3回）を議題といたします。

本案は各所管の常任委員会に分割付託しておりましたので、最初に総務常任委員長に、その審査の経過並びにその結果について報告を求めます。松尾陽輔総務常任委員長

#### ○総務常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第53号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第3回）についての審査内容と結果について御報告をさせていただきます。

今回の補正の金額の主なものとしては、歳入の繰越金8億1,332万円の計上で、歳出の財政調整基金積み立てに3億1,000万円と職員退職手当基金積立金に2億円積み立てるものがあります。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員からは、歳出の2款・総務費、2項・企画費の3目・市民活動費のコミュニティ助成事業補助金130万円の内容について質問があり、この補助費は北方町久津具の大正琴備品整備事業が宝くじ普及活動事業の採択を受けて計上したとのことでありました。

また、1項・総務管理費、1目・一般管理費の中の臨時職員賃金63万6,000円については、観光客誘致事業の雇用で武雄の特産品販路拡大や観光客誘致のための賃金とのことでありました。

以上であります。

#### ○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。ありがとうございました。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。山口裕子産業経済常任委員長

#### ○産業経済常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第53号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第3回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、九州新幹線西九州ルートの実業着手により影響する庁舎関連施設の公益補償算定に係る費用、雇用対策に関する費用、農林業に関する事業に係る費用、商工観光に関する事業に係る費用、今年5月から7月の大雨による農林施設災害復旧に係る費用などです。

歳入の諸収入中、新幹線工事に伴う公共補償算定業務委託金2,843万2,000円が計上されています。当該新幹線事業により庁舎関連施設が受ける影響、また、間接的影響にかんがみ、その機能補償について移転工法及び補償額を算定するもので、基本協定に基づき、平成23年度、24年度の2カ年にわたる期間で業務が計画されており、委託金として鉄道・運輸機構から受け入れ、企画総務費において新幹線工事に伴う公共補償算定業務委託料を初めとする関連経費に充当するものとして、歳出予算にもあわせて計上されている趣旨の説明を受けました。

一般質問でも取り上げられました使えなくなる駐車場、この代替地として高架下の活用をできないかという質問では、租税を課すことなく公共的活用に使われた例もあり、今後の交渉次第であろうとの説明を受けました。

また、既に取りかかっている庁舎の耐震調査に係る経費や今後備えておくべき有事の際の補償責任など、鉄道・運輸機構との協議においては議論を深め、後だって問題にならないよう、市としても十分努力されたいと申し述べております。

農業費では総額1,123万4,000円が計上され、各種事業の概況を初め、それぞれに内容の説明を受けました。さが農業農村振興整備事業（せまちだおし）補助金については、当該地域

の事業規模や事業費、希望者の有無、いわゆる当該事業の需要、その他の状況を確認しながら審議を行いました。現地視察による確認も行いましたが、地元負担の割合や地域の現況などを考慮すると、果たして実態に見合う事業であるのか、行政の指導としてはこれでよいのか、こうした見地から疑問視する意見が出たところです。とはいえ、県が推進している事業という背景もあるので、しっかり住民への説明責任を果たすとともに、地元負担の軽減を図るようお願いいたしました。

いずれにしても、実情の即した効果をもたらす事業としていただきたいという委員会の意見を申し伝えたところです。

農林施設災害復旧費について、総額1億2,540万6,000円が計上されております。災害の認定基準と受益者負担に関して質問が出ました。おおむねの算定基準例を説明していただきましたが、対象箇所、また、工事ごとにより基準が分かれ、一律的には明示が困難であるとのことでした。

質疑、討論の主なものは以上です。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

#### ○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。ありがとうございました。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。上野福祉文教常任委員長

#### ○福祉文教常任委員長（上野淑子君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第53号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第3回）について、主な審査内容と結果を御報告いたします。

3款．民生費の更生援護費では、オストメイト対応トイレ設備設置工事が計上されております。これは北方支所に1カ所ということで全額県の補助ということで計上されています。庁舎関係の身障者トイレの改修は、これで完了すると説明を受けております。

老人福祉費では、グループホームのスプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関への通報設備のための公的介護施設等整備事業補助金の追加について説明を受けました。

10款．教育費の中学校費では、中学校3年生を対象とした土曜学習会の報償金等の説明を受けました。委員からは、だれでもが気楽に自由に行って、少しでも学力を身につけることができるような土曜学校にしてほしいとの意見が出ました。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

#### ○議長（牟田勝浩君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。ありがとうございました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。古川建設常任委員長

**○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕**

今定例会において本委員会に分割付託されました第53号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第3回）について御報告いたします。

今回の補正の主なものは、住宅用太陽光発電システム設置費補助金として、当初予算で1,000万円計上しておりましたが、既に102件の申し込みがあり予算が不足するため、10万円の100件分1,000万円の増額補正や、さぎの森広場を街路事業の代替地とするため、土地開発基金から買い戻すための土地購入費の増額補正をお願いするものであるとの説明を受けました。

また、住宅リフォーム緊急助成事業補助金として4,200万円の増額補正、これはエコハウス、ユニバーサルデザイン化などのリフォームを促進し、地域業者の仕事をふやし、地域経済の活性化を図る目的で県において20億円の支援基金として積み立てられ、ことしから3年間を予定しているとのことでした。

本件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

**○議長（牟田勝浩君）**

委員長に対する質疑を開始いたします。24番谷口議員

**○24番（谷口攝久君）〔登壇〕**

今の委員長報告の中で、さぎの森の、いわゆる外部の所有権について、どのような論議がなされたか、もう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

**○議長（牟田勝浩君）**

古川建設常任委員長

**○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕**

公有財産購入費でさぎの森広場を街路事業の代替地とするため、武雄市土地開発基金から買い戻す必要が生じたことから土地購入費をお願いしたという説明を受け、その金額は1億2,592万6,000円となるという説明を受けました。

**○議長（牟田勝浩君）**

24番谷口議員

**○24番（谷口攝久君）〔登壇〕**

本会議で報告されたことは、今おっしゃったとおりですから、その本会議でも、委員会で

も、一般質問とかそういうふうな形の中で、本当に買い戻すことの是非の問題を含めて質疑も、質問したんですが、いずれにしても、そういうふうな問題を含めて委員会で論議をしていただいたものと思って、それを聞いているわけですよ。本当に買い戻さなければ、その問題は解決しないのか。あるいは中央の、いわゆる防災その他いろんな関係から、まちの中心街にそういう広場が必要ということで今活用されているわけですけども、そういうものについて、それを代替地としてするために市が買い戻しをするとか、そういう問題については、ただ金額とか、そういう問題だけじゃなくて、どういう論議を委員会でやっていただいたかを詳しくお聞きしたいわけですよ。そのことです。

○議長（牟田勝浩君）

古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

買い戻すことの是非について協議はいたしておりません。

〔23番「問題なかったて言えば、委員長」〕

はい。

○議長（牟田勝浩君）

7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

さぎの森の代替地にするということで、機能をまちなか広場に移すと、変えるということで、そういうことだったらいいのかなというような形で思っているんですけども、機能を代替するまちなか広場についてどういう論議があったかお聞きします。

○議長（牟田勝浩君）

古川建設常任委員長

○建設常任委員長（古川盛義君）〔登壇〕

まちなか広場に機能を移すとかという議論はいたしておりません。

○議長（牟田勝浩君）

ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。ありがとうございました。

第53号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより第53号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

第53号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第3回）について、反対の討論を申し

上げます。

先ほど委員長報告にもありましたように、第1に、産業経済委員会に付託されておりました新幹線工事に伴う公共補償算定業務委託金2,843万2,000円、歳入歳出計上されています。来年度分も入れますと、6,656万7,000円になるところであり、新幹線工事に伴い実施されるわけですけれども、市庁舎の一部の土地が長崎ルートに入っているため、2年間で6,656万7,000円、いわゆる鉄道建設・運輸機構からの歳入であります。

今、国政にしろ、県政にしろ、地方政治にしろ、政治に問われているのは、あの3月11日の東日本大震災と福島第一原発事故は、これまでの日本の政治と経済の仕組みのあり方を大きく問うものとなっているのではないのでしょうか。そのため一方で、野田内閣は復興増税が推進されようとしております。県民、市民の反対の中推進されているこの新幹線工事は、直ちに見直し、2,700億円もかかると言われる長崎ルートは廃止すべきであります。国民、そしてまた市民の世論は、東日本の大震災で壊滅状態の、あの岩手県、福島県、宮城県のまさに地方路線の生活の足でありますローカル線を一日も早く復旧させ、まさに毎日毎日テレビやラジオで報道され、その現場を見ている国民にとって、また、市民にとって被災された地域の足の復旧が先ではありませんか。今こそ問われている政治のあり方を、こうした政治の仕組みを抜本的に変えていくべきではないのでしょうか。

反対の第2に、先ほど財産処分の件がありました。3,995万6,000円、旧市民病院の医療機器の売り払い収入であります。財産の処分の方針を、帳簿価格を定額法から定率法に変えてしまい（「それは終わったろうもん」と呼ぶ者あり）歳入で入っとるから言いよっじゃないですか。1億5,631万3,629円を3,995万6,517円で議決をされました。そのうち平成21年度購入された機器に4,383万9,624円を2,235万6,158円で、約半分で売却をされました。市民の財産だったのを、公的医療を廃止した市長の政治姿勢を認めるものではありません。

第3に、県民や建築関連や商工業者の団体が、これまで要望されてきた佐賀県住宅リフォーム制度への県の助成制度が始まり、その金額、武雄市に歳入歳出4,200万円が計上されています。この事業は全国的にも広められ、経済効果が、先ほど委員長報告にもありました、大きく経済効果があることが語られていますし、まさに賛成であります。

こうした県の方針を窓口になる市や町にも県の助成のほかに、自治体としての上乗せ事業も推進していただければという市への要望でもありますが、残念ながら、武雄市長は、この件は個人の資産形成になるからという理由で実施の上乗せをされませんでした。これが理由なら、県知事の事業方針と矛盾するものではありませんか。

市長の姿勢と認識を転換されることを希望して、本補正予算の反対討論といたします。

○議長（牟田勝浩君）

ほか討論。13番山崎議員

○13番（山崎鉄好君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。まず、第53号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第3回）について賛成の立場から討論させていただきます。

私は、産業経済常任委員会の一員でありますので、新幹線についての反対について賛成討論させていただきます。

既に新幹線西九州ルートは着工しており、これも県民の要望から着手されたものであり、県民にとっては必要な事業ではないかと思えます。

ただいま言われましたように、3月11日に起きた震災については、これは私も同感でございますけれども、着工したものが無駄にならないような計画をしていただくよう、こちらもすることが大事じゃないかと思えます。

よって、新幹線は必要と思って賛成とします。皆さんの御協力をよろしくお願いします。

#### ○議長（牟田勝浩君）

ほか討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第53号議案を採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。本案に対する各委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第53号議案は各委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第12 IT行政推進特別委員会設置の件

日程第12. IT行政推進特別委員会設置の件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。23番黒岩議員

#### ○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

それでは、IT行政推進特別委員会の設置について提案理由を申し上げたいと思えます。

IT行政推進特別委員会を設置してほしいと議長のほうに9月定例議会の当初に申し上げておきました。しかし、それらしい動きがありませんでしたので、実は9月16日、特別委員会をつくって調査研究しようとする、その必要性を訴えている5人の議員と一緒に再度9月16日に、今言いましたように、要望書という形で議長に提出をいたしました。

これまで議長は、ただ単に議会運営委員会へ丸投げとしか言えないような諮問をされたわけでございます。また、議会運営委員会も、特別委員会の設置に対して結局は結論を出さないという、そういう事態を招いたわけでございますけれども、こういうことは前代未聞の結末と言っても決して過言でないと思っているところでございます。

御承知のとおり、本来、議会運営委員会というのは、議長から意見を尋ねた事項について調査、審査を行い、円滑で効率的な議会運営のため答申する、答えを申し添える、これで

ざいます。そしてまた議長は、その意見、ここ大事なことですけれども、意見はまとまるとは限らない、しかし、議長はその意見を最大限に尊重して、議会運営に当たる、これが議長と議運の責務でございます。

今回のようなこの決定というのは、議運の意義と議長の職責はどこへ行ったのか、全く不思議でなりませんし、理解に苦しむところでございます。

と申しますのも、特別委員会の必要性を訴えて、調査研究したい、勉強したい、そう訴えているのは5人、当時5人でございます。現在は7人にふえましたがけれども、現在でございます。5人という数字は、議員であればだれでもわかるように、いつでも動議が提出できる、それが3人以上ですから、当然動議ができる人数でございます。直ちに動議として提出できるものは、議長初めだれでもその時点で理解できていたはずと思います。それを理解しながら、結局22日出しましたので、きょうの議事進行は言わなくて済んだのですけれども、それを理解しながら最終日に、今私がこうしているこのような形で動議として提出させる、そういう行為は果たしてこれが円滑で効率的な議会運営を目指していると、とても言いがたいと思います。

今回のこのような形で動議として出せば、どこがどのように変わるのか、また、5人の要望書と動議では皆さんの心理がどのように変わっていくのか、さらには議長が進める議事にはどのようなメリットがあるのか、まさに上から目線そのものだと言われても仕方ないと思います。

議長は、私たちが特別委員会をつくってIT行政推進について調査研究をし、武雄市の行政に役立てたいとする要望に対して、議会運営委員会にどのような事項について意見を求められたのか、また、議運からどのような動きを聞いたから、今このように動議として提出している、このような形に、まずは登壇して議員の全部に頭を下げなさい、そして要望を言いなさいというような動議の仕方になったのか。その後、結論を出しますという、こういう形だ。先ほど言いましたように、全く理解に苦しみますし、上から目線そのものだと。こういうことがないように、議会当初に、9月議会冒頭に議長にこういうことをつくりたいと申し上げておりましたので、時間は15日間、いろいろやれますので、一番いい方法がとれたと思います。まさに上から目線だと言わなければならないと思います。

繰り返しますけれども、議長は議運に対して今度のことでどのような事項についての意見を聞き、議運からの意見をどのように尊重されたのか、全く理解に苦しみます。全く不思議でなりません。

今後このようなこと、つまり特別委員会の設置ぐらいのことで結論を出せないということ、動議を出さなければ結論が出せないというような事態を続けていくなれば、武雄市議会は他の模範になるどころか、世間の嘲笑、あざ笑いですよ、世間の嘲笑を買うのは火を見るより明らかであります。



今後こういうことがないように、他の自治体から嘲笑を買われないように、ここで大きく警鐘、かねでございませけれども、警鐘を乱打しておきたいと思ひます。

それでは、提案理由を申し上げます。

まず、特別委員会の意義についてでございませけれども、これは常任委員会の意義と全く同じでございませ。つまり、本会議というのひは議員全員が一堂に会して、そして、その案件について全部で論議する、これが一番いい方法とはだれでもわかっていることだございませけれども、実際問題としては、そうすれば、議案が膨大に上りますし、あるいはまた複雑多岐にわたったときには詳細な審議がでかないと、そういうことで委員会制度が設けられているところだございませ。これは周知のとおりだございませ。

また一方、特別委員会とは、必要がある場合、ここが大事なところだすけれども、初めから特別委員会ありきではなくという意味だございませ。特別委員会は、必要がある場合は議会の議決で特別委員会を設置することができます。このことも議員であれば周知のことだと思ひます。

今回の特別委員会の設置の目的は、要望書にも書いておりましたけれども、今度の9月定例議会でも行政文書のIT推進化などが議論となりましたが、IT行政などについては非常に専門的で複雑多岐にわたる分野だすので、議員としてさらに調査研究しようとする目的を持った7人で今回特別委員会を立ち上げたいと提案するものだございませ。

先日、武雄市議会でこども議会があつたわけだございませけれども、こども議会では既にIT機器を利用して、ここでのやりとりがあつておりました。それを見ていた傍聴されていた皆さん方、あるいはまたケーブルワンを通してテレビでごらんになっていた皆さん方から大変な好評を得たところだございませ。私のところにも数人の方から電話があつたわけだございませけれども、その中には武雄市議会もぜひあのような形でしてほしいという要望もあつたことを報告いたしておきます。

そしてまた、けさの新聞だございませけれども、佐賀新聞だございませるので、ごらんになられた方もおられると思ひませけれども、白石町のデジタル教科書ということだ載っていました。デジタル教科書って何。これを聞いて、我々議員がすべてがこういうことがと判断できるかどうか。今、既に御船山の話しましたけれども、予算化がされてくる。そういうとき議員が本当にそのことを知っているのか。そういうことを踏まえての研究だございませ。

この六角小の4年生が模範授業をして、挿絵を示しながら本文の内容を理解させることができるため子どもの集中力が違う、自由に使わせると学習意欲が高まるなどのメリットを紹介した、こういうふうになつてあります。そして、漢字の書き順がよく耳に入ったと。そういうふうになIT機器を使うことによっていろいろ変わってくる。こういう背景があるところでございませ。

しかし、そういう中にありませても、IT分野については、医学については非常に進んで

おりますけれども、行政分野では遅々として進んでいない。これが現状でございます。

特別委員会の構成人員でございますけれども、これも議運で問題になったそうでございますが、これまでの特別委員会の人選というのは各党派から何人というような決め方に対して、今回はIT行政推進について調査研究しようと強い目的を持った議員、つまり提出者7人で構成する特別委員会です。これが大きな違いでございます。ここに7名ですかね、書いておりますけれども、1期、2期、3期、4期、5期、6期、7期——7期はおらんですね。実は7期の平野議員についても非常にこの方は福祉に詳しいので、ぜひそういうことで一緒にやれないかということで私から持ちかけようかなと思いました。しかし、IT行政そのものに反対ですので、そこは断念しましたけれども、1期の山口等議員、この方は皆さん御承知のとおり、私と一緒にこの前ITについての研修に行きました。そういう中で彼は建設関係の出身でございますので、建物については今からやっぱり3D設計が必要だと。だから、そういうことでぜひとも一緒に勉強したいという強い希望でございました。

2期目の上田雄一議員でございますけれども、彼は自他とも許すITに詳しい方でございますし、上田議員におかれましては、学校においてももっともそういうのを推進させるため勉強していきたい、調査研究していきたいという希望でございます。

3期目の山口良広議員でございますけれども、この方は私と一緒に恐らくITに詳しい方とは思えません。しかし、彼が持つすばらしい、彼が何で一緒に研究したいと言われたかと言いますと、彼が持つ販売力です。農産物を販売していきたい、ネットにのせて販売していきたい、そのためには今後武雄市はどうしていったらいいかという考え方を披露されて、ぜひとも一緒にやりたいという話だったわけです。これは前、樋渡市長もフェースブックですか、武雄市の特産物を売るためには、今はもう動画の時代になっている。つまり動画が今非常に安くなったんですよ、昔に比べて。だから、そういうのを利用しながら、例えば、黒尾の無農薬キュウリとか、あるいはまた、レモングラスは動画によって入れることによって販売できる、そういう武雄市を目指したいという強い希望でございます。

4期目の吉川議員、この方については皆さん御承知のとおり、ITに詳しい方ですね。今度の一般質問でもわかりますように、我々のパネルと全く違う、そういう先駆者で、さらに頑張っていきたいということの希望でございます。

5期目の松尾初秋議員でございますけれども、彼は私と一緒に沖縄のITバンクセンターに行きまして、いろんなことで今度の私の一般質問でもいろいろ話しながら、これからはやっぱりITをしなきゃならないという強い希望でございます。

杉原前議長でございますけれども、杉原前議長は全体的に見て、やっぱり議長という経験を生かして、全体的に見たITを進めてみたい、そういうことで調査研究をしたいという希望でございます。それと私の7人でございます。

うちの松尾議員が議運の中ですべてから募集とっていいですよという話をされたそうで

ございますけれども、その意見は断られたという話を聞いております。

蛇足でございますけれども、本当に蛇足になるかもわかりませんが、これまでの特別委員会は往々にして、私に言わせれば、まさに物見遊山的な、しかも常設の特別委員会としか言えない面があったと思います。今回は辛うじて設置時期は常任委員会設置は4月、特別委員会設置は5月というふうに時期はずらされたものの、内容的には常設的な特別委員会と言われても仕方ないようなありさまだと思います。

今回はこれまでの特別委員会の人選の仕方ではなく、目的を持って調査研究しようとする議員で構成することは本当の意味での特別委員会の設置になると確信をいたしているところでございます。

これまでの考え方の議員にとっては少しは違和感があるかもしれませんが、IT行政について調査研究をし、武雄市の発展のため頑張ろうとするIT行政推進特別委員会の設置をよろしく願いいたします。

以上、提案理由を申し上げて終わります。よろしく申し上げます。

〔25番「議長、議事進行」〕

○議長（牟田勝浩君）

提案者に対する質疑を――議事進行ですか。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）

先ほど黒岩議員の動議に関する説明の中で、7期目の平野議員、福祉に詳しいというのは余計なことですけども、声をかけたと……

〔23番「かけとらん。かけようかと思ったけど、あなたが反対だからかけんやっ  
た」〕

ということをおざわざここで言う必要はないですよ。

〔23番「反対と言ったから」〕

反対の表明するのは本会議でしょう。議会運営委員会ではいろんな意見が出ていいですよ。ですから、議会運営委員会で論議された内容というのは、それは会派それぞれに伝わっていくでしょうね。議会運営委員会でだれがどう発言した、彼がどう発言したということを別に……

○議長（牟田勝浩君）

平野議員、議事進行は自分の名前が出たことに対するのあれですか。

○25番（平野邦夫君）（続）

だから、今から言うから聞いとくんしゃい。

ですから、わざわざ議運のメンバーの一人一人を紹介するのはともかく、私の名前が出て、声をかけようと思ったけれども、反対だったからと。反対を表明するか、賛成を表明するかはここですよ、本会議ですよ。それはぜひ撤回していただきたいと。そのことを議長のほ

うから取り計らってほしいというのが議事進行の中身であります。

○議長（牟田勝浩君）

ただいま平野議員から議事進行が出ました。

今の内容に関しましては、いろんな各議員への討論の分の自由の分もあります。そして、これは特にその部分を削除しなきゃいけない、この議事の進行については問題ないと思います。（「問題ない」と呼ぶ者あり）

〔25番「あなた独自に判断したわけね、それを」〕

はい。何々議員はという言葉は、例えば質問に関しても、いろんな議案質疑に関しても、他の議員が出ます。（発言する者あり）

では、そのまま提出者に対する質疑を開始したいと思いますので、御登壇を求めます。

質疑を開始いたします。7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

委員数が全員でするときもあるし、半分でするときもありますけれども、7名のちょっと根拠をお聞きしたいということと、特別委員会は常設委員会みたいになるというような指摘もされているんですけども、でも、この審査期間の3番には、調査研究が終了するまでということであるので、このIT問題って、そう簡単には解決しないので、何年もかかる、特にMY図書館なんか長くかかると思うんですけども、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

23番黒岩議員

〔23番「答えんばですか」〕

質疑ですけども。

〔23番「彼は議会の言うことも言うこと聞かんとですよ」〕（「質疑やけん、答えんば」と呼ぶ者あり）

〔23番「義務を果たさんで権利だけ言うのに、あんたはそういうことで答えさせるんですか。議長がそういう姿勢だったらいいですけど」〕

例えば……

〔23番「だから、義務を果たさんで権利だけ言う人をとるんですかということ」〕

とることはないと思います。

〔23番「今とりよろうもん」〕

例えば、ここで宮本議員がだめですというふうな形ですると同じように、そのルールを……

〔23番「いや、私も特別委員会として出して、私じゃない、特別委員長じゃないので、特別委員長が出されて、それが無視されとって、だから、それをちゃんと整

理しないから、最終日になったらこうなるんですよね。最終日じゃなかったらそういうことできるんです。しかし、こっちの片一方は無視されし続けていて、自分の言うときはいいですかと聞きよっですよ。やっぱり義務と権利というのは裏表の問題だと思いますのでね。だから、そのことについてはちゃんと議長判断ですのでね。いいですか。かぶりますよ、あなた」]

はい。

**○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕**

ITについては、やはりもう永久的な話になろうと思うんですね。宮本議員おっしゃるようになりますね。しかし、まず、立ち上げてみて、今の問題の中で、先ほど言いました六角ではそういうことをしているし、武雄でも今度中高連携でウェブとか書いてあったんですね。こういうことについて我々ももっともっと勉強していかなければ、片一方で予算という形で出てくるんですよ。そういうことを考えれば、議会としてやっぱり勉強していこうという考え方で何人か集まって、その中で結局はもう我々希望者で立ち上がっていこうというのが今までの大きな違いだと、当初説明したとおりですよ。常設的とも言えるというのは、それは実態、私から言わせれば、私が見てそのようだというので、これは一貫しておりますので、当初、特別委員会をつくる時、その意見を言いました。ほかの人も、名前を言えばまた文句言われますので今言いませんけど、一致した方もおられます。

先ほど平野議員がおっしゃるように、この際、質問に答えておきたいと思いますが、1期、2期、3期、4期、5期、6期と見たんですよ。結果的に1期、2期、3期、4期、5期、6期いましたので、ああ7期目だれかねって見たら、平野さんやったと。しかし、うちの松尾議員に聞いてみますと、議運の中で決してこのことについて推進ということじゃないみたいでしたよということ。じゃ、声かけるのはやめようかと思ったということでしたので、不適切な言葉だったら謝りたいと思います。福祉に詳しいとは本気で思っております。

以上です。

**○議長（牟田勝浩君）**

ほかに質疑はございませんか。（発言する者あり）関連ですか。7番宮本議員

**○7番（宮本栄八君）〔登壇〕**

いや、私の質問に答えられるということなら答えていただきたいんですけども、7名の根拠というのを教えてくださいということと、中間報告なり、一応特別委員会というのは2年過ぎたところで結論的な報告をしますよね。その辺に関してどういうふうな体制になるのかをお聞きしたいということで、ちょっとそこに対して答えてください。

**○議長（牟田勝浩君）**

23番黒岩議員

**○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕**

もちろん2年後と言わずに、恐らく頻繁にはお互い話になっていくと思うんですね。このITに関しては目まぐるしく動いていますのでね。だから、そういうことに限らずに、極端に言えば、開けば開いた次の議会でも説明するような場が出てくるかと思います。

7名というのは、当初5名でやろうかという話をしながら、特別委員会どういうものかなと。じゃ、希望者を募って希望者が出てきてぜひつくろうやという話になりましたら、当初5名だったんですね。5名だったら、動議でもできるんじゃないかという話もありましたけれども、いきなり動議、先ほども言いましたけれども、動議でいきなり持っていきより、やはり全体的なものだということで、当初に議長のほうにこういうことをつくりたいと思いますがという話をしていたということなんですね。だから、7人というのは、今5人から2人ふえて7人になったということ、だれだれと言いませんけどね。そういう意味です。だから、目的を持った者で我々汗かいて勉強しようやというのが趣旨ですので、今までと少しは違うかもしれませんということを申し上げた次第です。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

一応7名というのは確定で、その後、興味がある人はちょっと参加できんという形になると思うんですけども、それができるか、できないのか。また、その内容を聞きたいということで傍聴ができるのか、できんのか。傍聴に関することについてお聞きします。

○議長（牟田勝浩君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

傍聴については私委員長じゃございませんので、傍聴についてはわかりません。

それから、あとふやすか、ふやさんかですね。この7名というのは議運で全部でつくろうとなれば人数が変わったかもしれませんが、そういう流れは一向に来ませんでしたので、じゃ7名で、今提出者となっていますけど、今のところで、これが崩れたら提出できませんので、今のところ7名ということでいきます。しかし、それがもし、例えば今度の定例議会でこのことに改定しようとなったら変わっていくかもわかりません。それは私言えないと思います。今の現時点での話で。だから、動議という形で出ますよ、出さなければならぬという話もしましたね。そうすれば、今の一緒にやろうとしている、かたってくれる人の7名ということになりますよということです。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

## ○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

7名という枠ですよ。それは動議の中で出てくるわけですから、特別委員会というのは議決が必要です。さっき黒岩議員言われたようにね。また、費用弁償も伴う、いわば従来の勉強会とは違う質のものですよ、特別委員会というのは。

また、9月2日の議運に黒岩議員からITに関する特別委員会つくりたいという要望が上がっております。というのは、議長が20日の議運、9時からやったわけですが、報告があっていました。それで、あと15日の一般質問で黒岩議員がここでIT関係に関して、将来含めて見越した質問されましたね。それは関心持って皆さん聞いたと思うんですよ。あるいはテレビ見ている人もそうだと思いますね。そして、今度の16日に申出書が出された。そして、これを受けて20日の議運があったわけですが、どうして9月中でなければいかんのかと。例えば、特別委員会つくる場合、東日本大震災のときには緊急、急を要するというので全員で特別委員会をつくりましたよね。副議長を委員長にして。そういう場合に急を要する場合ということで特別委員会つくる経緯があります。このITに関しては既にきょうの動議の中にありますけれども、iPadの問題や、あるいは電子黒板の導入の問題、iPadに関しては議会でもこれ導入したらどうかという意見もこの間ずっとあっていました。教育現場では既にそれは採用される。電子黒板もそうですね、予算化されてきている。しかし、市庁舎の文書に関するデジタル化、IT化については、新庁舎のこともありますということも議長あいさつで述べられておりましたけれども、時間かかる問題でしょう。と同時に、議会の合意を得ていくプロセスの中で、急ぎ過ぎじゃないかと、感情的に言いますとね、感情的に言いますと。いわばそこにはたけた人もおるし、これからという人もおる。玄関に立ったばかりだという人もおる。市民の合意を形成していく上で、市民の意見を聞くということも大事ですよ。そうした上での将来見越した提案でしょうけれども。

そういう点でまとめますけれども、議会運営委員会では、全員を対象にして、そして、希望者を募る、これはそういう意見も出ましたですよ、20日の議運ではね。結果としては、きょう7名と提案あっているわけですが、ですから、そういう意味では、この全員を対象にして希望者を募って、このIT特別委員会をつくったらどうかというのが20日の意見であり、そして、議長は民主的な提案だと、一定の評価を加えて20日はそれで閉まったんですよ。21日、もう1回、朝9時から議運が開かれるという経過をたどってきたわけですが、そういう点で全員を対象にして希望者を募るといって、しかも、それは議長が提案されているIT特別委員会の定数は何名です、そして、名称も含めて、構成と、それで議決を経た上で議長の指名によりますよね。構成委員については、議長の指名でしょう。そこら辺はどう考えておられるんですか。今さっき一人一人意欲についてもそれぞれの評価を——評価とは語弊がありますが、7人のふえた背景も、そして、一人一人の評価も提案者としてされたわけですが、最終的には議長の指名でしょう。そこら辺はどう考えておられ

るんですか。

○議長（牟田勝浩君）

議事の途中ではありますが、お諮りいたします。引き続き審査を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

サイレンを聞いて忘れましたが、まず、特別委員会という話はある説明をしたとおりですね。一番いいのは議会全体で一堂に会してやっていくのが一番いい。これは昔の日本のやり方でありまして、常任委員会制度を取り入れたという理由もありますね。そして、常任委員会は各会派としていろんなことを分けながら、ちゃんと常任委員会もしているんですね。今、特別委員会ということと言っても、結果的決めるのは、皆さん全員の議会なんですよ、決めていくのは。だから、それに対してITに特化したり、いろんなことを今後特化していくかも知りませんが、そういう特化に向かって、今度初めてでございますけど、やってみようという形でぜひ皆さんにお願いしたいと思いますし、議会で決めるのは当然全議員で決めますし、ただ、今のところ、特別委員会こうせろという意見が来ませんでしたので、全員で希望をとってみたいという話もうちの議員から聞けば、そういうことも話できなかった、いろんな話の中から結論が出なかったという中から、じゃ、特別な目的を持って、本当の意味、私から言えば本当の意味だと思いますけれども、特別委員会を設置させてほしい。ここが動きが悪かったら、当然、皆さんから批判も食らいますし、市民から批判も食らいます。しかし、そういうことで、1期生から6期生までやったですけども、そういう中で自分たち汗かいて、引っ張っていかうとは失礼な言い方かわかりませんが、先駆的勉強をしていかうと、いきたいという話の中で、ぜひとも特別委員会という形で認めていただけないかという提案でございます。よろしく申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

二、三お伺いしますが、この間、合併して2回目の議員構成ですが、昨年5月の改選時に常任委員会と特別委員会を構成しました。そのとき黒岩議員も御存じのとおり、特別委員会の4つを旧来の特別委員会ではなく、議論して新しい立派な特別委員会をつくるべきだと。これ会派の代表者会議でいろいろ議論し、持ち帰りながら、5月の初期には特別委員会の構成できませんでした。それは会派の一致ができなかったからです。6月議会の定例会の中で、道路問題特別委員会という名称を冠する特別委員会が構成されました。そういう中で、黒岩議員の意見も頭に残っているわけですけども、いわゆる今ある提案申し上げられま



れども、お聞きしたいのは、動議ですが、この間、議会運営委員会の内容をるる申されました。るるね。前書き、動議の提案の前に、内容についてるる議運の中身を申されました。説明を申されました。非常に聞くにたえない内容でした。1つはね、私の受け取り方は。

質問の第1ですけど、本来、黒岩議員も我々北方や山内の構成だったかつての議員と、旧武雄市の運営方法がいろいろありますよね。そういう中でこの間、武雄市の運営状況ということで見習うということで、会派の代表者会議をまずしょっぱなやっていましたよね。この特別委員会をつくるという初期のこういう構えからすると、会派の代表者会議一度もされませんでしたね。本当はそういう意味では、この議会運営委員会に直接議長が諮問したというのは、私は議長の運営のあり方として疑問を持つ第1点です。このことについて、同じ会派の代表者として見解を賜りたいなど。

それと、第2点、物見遊山と言われましたね。趣旨説明の中で。物見遊山的だと。だから、これは非常にやっぱり問題ではないかなと。「的」は入れたとしてもですね。

もう1つ、第3点、いわゆる特別委員会の中にも議会改革とか、いわゆる環境を冠する名前がついていますよね。そして、もう1つは、いわゆる1人20万円の政務調査費、紛れもなく議員が1年間調査活動研究しながら、全般的な一般質問として、そういう市民の税金を各会派に1人20万円ずついただいているわけですね。そういう活動費がちゃんとあるわけですから、明確にこの動議で出す、提案者としての黒岩議員の認識をやっぱり、この間、経験もお持ちの黒岩氏がこういう形で無理やり拙速的に提案するのは、私はちょっと問題だという指摘をしたいんですけども、この4点お答えいただきたいと思います。

**○議長（牟田勝浩君）**

23番黒岩議員

**○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕**

まず、政務調査費、確かに持っています。しかし、政務調査費と委員会活動は違うという感触を一つ持っております。

それから、今のこの中ではITに特化した特別委員会という考え方を持っております。

物見遊山的と言ったのは、私から見ればそうしか見えないといったことでございまして、それを取り消す気持ちはございません。

会派の代表者会議でございますけれども、議長に当初言いましたように、9月議会当初の日に、当初というか、さきの日にこういうことをつくりたいかと相談をしております。そこで、議長が、ああ、これはもう会派代表寄せるべきだということであれば、会派代表を入れての話がありましようけれども、それがないまま、実は22日ですか、22日にここに来たわけですよね。そしたら、何ら結論出ないまま、きょうの持ち越しだと。きょうの持ち越しであれば、どう言いますか、日程にも乗らないという状況だったんですね。じゃ、ここで議事進行でこの問題はどうなったのかと言っていいですけども、そうするよりも、22日に私が提

案すれば、そしたら、ここで乗れば、真っすぐ提案理由になるという、こういう流れでございますので、私はそれなり道は踏んできたつもりでございます。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

ほかございませんか。24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

3点ほどお尋ねします。

提案者説明されたように、ITの問題については極めて、いわゆる学校教育の現場においても、あるいはまた行政のいろんな分野においても、その重要性とか、それに対する議会の取り組みについて、とかく申し上げる気持ちはございません。確かに大事なことです、どんどんどんどん前向きに進めていくことについては私は大いに賛成です。だから、今度の議会でも教育委員会、いわゆるほかの学校の事例を申されましたけれども、武雄中や小学校でも効率的な、しかも授業力を向上するために、ITのいろんなものを駆使した、そういう授業の方法とかの研修会、勉強会等もありました。そして、私も出席して聞かせてもらった。だから、教育長に質問をしたのは、そういう、いわば非常に評価が高いし、みんな来た、参加した人たちもすばらしいということで感動されておったと前提をして、武雄市も今後そういうものについては、取り組みについてはどうかということを通告しておりましたから話したところが、通告外ということでお答えがなかった。しかし、それはなぜあえて私は言うたかということ、私はITの問題についてはやっぱり市で取り組んでいくには、委員会としてもそういう特別委員会つくってやることは大賛成なんです。基本的に。

ただ、それならば、なおやはり市全体が、議会全体と一緒にまだ勉強足りない部分がありますから、一緒に勉強していくためには、委員会の構成を希少に限定しないで、それはもちろん、今あなたが言われる、説明されたように、提案者の方々についてはそれぞれ見識を持ち、勉強されている方でございますけれども、世の中には「能ある鷹は爪を隠す」という言葉があるんですよ。本当に真剣に勉強して、あるいはそういう努力をしている方もいらっしゃるんですよ。ですから、提案者は提案者ですばらしいと思いますけれども、そのほかにもいらっしゃるすれば、委員会を構成するときに、本当は議長が提案するときは、委員会をする、そのときに構成は何名であって、それをメンバーは指名を議長がするとかいう、そういうふうなルールがありますから、やはり何名の委員会を構成するかということは特に大事なことです。ですから、議運の中でも私は本当に、いわゆるそういう問題を一緒にやろうとするなら、特定なら、いわゆる何々議員連盟をつくって、そして、その中で、先ほど質問がありましたように、予算が必要であれば、じゃ、今の政務調査費を全部活用していくこともできるし、あるいは必要であれば、予算の要求を、例えば、やり方によっては方法があると思うんですよ。そのとおりに進めるためには。

でも、委員会をつくること自体は私は反対しません。ですけれども、せっかくであれば、その委員会には本当にそれがあるならぜひ参加して一緒にやりたいという議員もいらっしゃるし、特定の人だけでしていくということについてはいかがという気もしますけれども、もう一度、まず第1点としては、何で7名なのか、何で8名なのか、そういったようなことについて、まず、はっきりお答えをいただきたいと。そうしないと、委員会構成要件が何名ということを決めて委員会をつくらにゃいかんものですから、本当に後からになって、じゃ、希望者がふえたからふやしますよ、来週は8名にします、10名にしますというわけにはいかんわけですから、そこらについても私は大事な問題点があるということをまずお尋ねをしたいと思いますので、その点お考えをまず聞きたいと思います。それが第1点ですね。

第2点については、今の予算の問題が出てまいりましたけれども、本当はこれ通常は委員会つくるときには、やっぱり予算を伴う一つの問題が出てまいりますので、それについては例えば、市長が前の質問の中で、それ大事なことからというふうなことで、そういう含みを申されたかもわかりませんが、じゃ、もう1つ、特別委員会が今できようとしたけれども、それは取り下げになりましたけれども、議運の中でそれは取り下げのことあっていませんけれども、そのときにはやっぱり予算化されていない、いわゆる予算を必要とする委員会ができようとしたから、それについてはという説明等もあって取り下げになったような気がいたしました。本当はもう1つ委員会を提案しようとは私は思っておりました。ですけれども、それについては今申し上げるわけにはいきませんが、いずれにしても、そういうふうに委員会をつくるときは、委員会を構成するための予算とか、運営するための予算とか、そういうものの行政との話し合い、執行部との話し合いというものも必要なわけですよ。ですけれども、大事なものを主張することは必要ですから、それについて予算が必要であれば、当然、交渉をすべきだと思いますね。決めた以上はですね。そして、一様に活動できるような方法を講じていかにゃいかんという気持ちでございます。それについての問題が第2点です。

何でしょうか、合図。僕ですか、合図は。議長。これ、合図は私に対してですか。

○議長（牟田勝浩君）

いえ。続けてください。

○24番（谷口攝久君）（続）

第3点の問題ですね。それについては結局、今の提案者の議会の報告の中で、ITの特別委員会を、推進ということじゃなし、調査研究とおっしゃいましたけれども、委員会で問題あったのは、それじゃ、推進ということだけを前面に出すことじゃなくて、調査研究ということの中で委員会の中で、それは推進することについてそういう結論を出していくということは大事だけれども、最初からITを推進ということを出すということについてはいかがかなという問題も出てまいりました。要するに調査研究する中では、推進を積極的にやろうと

いう考え方もいらっしゃるし、やはりこれは委員会の中ではこういうことは問題があるんじゃないかという意見も出るかわかりません。必ずしも賛成することだけが委員会の立場じゃないという気はするんですけども、その点について限定をされたというのは、推進することだけの人を入れるということで委員会を構成されたという意味のことなのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

まず、けつから行きましょかね。

IT推進と書かないと、ITならいいという話でございますけれども、先ほど反対討論がなされましたけれども、反対討論なされなかったか。（「賛成……」と呼ぶ者あり）あなたに言っていない。企業は企業誘致という形で仕事をします。一つの方向性を持って、ITを推進する上においてはどういう問題があるかということを、先ほど言いましたように、目の前で笑われましたのでね、山口良広さんの話をしますと、ITにおいてこういうことを研究していきたい、あるいはまた、山口等議員がすることによって、まちづくり部にそういうことを広めていくこと今後できるわけですから、そういう先進部隊になってやっぺいこうというのが推進という意味でございます。

もちろん2番目の予算計上されて特別委員会、これは当たり前ですね。そういうのもありますよ。大きな予算だったら、これはもうここで特別委員会こうしてつくってやっぺいこう。それは当然あります。だから、当初から言いますように、今までのと違って、一つの目的を持って特化して横断的に、1期、2期、3期、4期、結果的になりましたけれども、大体広く見たつもりですね。しかし、そういう人たちが議会活動をさせてほしい、委員会活動をさせてほしいという希望なんですね。だから、そのことについて、ここで私がきょういきなり言うんであれば問題ありましょけれども、私、当初から口頭で言いながら、あるいは16日は要望書を持ちながら、そして、22日はどうだったろうかって来て、きょうまで待てずに22日、じゃ、私は動議として出そうと、そうすれば、きょうはここで日の目を見るかどうかわかりませんが、議論がされるということで出したような流れなんですね。だから、きょういきなり言って、7人ですよ、知るもんかという話じゃないわけですから、議運には十二分かけてきましたし、そのことについては私の意見、意思がそれぞれ伝わったかどうかわかりませんが、うちの松尾初秋議員ともいろいろ話しながら、議運の中の話聞きながら今日まで持ってきて、今回やむを得ずこうやって動議という形で、じゃ、皆さんに頭下げて、ここでお願いしようという形になったところでございます。

以上です。

7名は、希望者は7名になってきたということですね。だから、うちの松尾議員から言わ

れたと思いますけれども、全員でとってみると、全員の中からですね。全員で特別委員会というのは、例えば、庁舎ぐらいたったらあるかもわかりませんが、庁舎特別委員会などはですね。特に今度はITの問題ですからね。そんな大物です、逆に大ごとではないし、もう特化していくと思うんですよね、専門的が多過ぎますので。そういうことでぜひ発してみようということですので、頓挫しないと思いますけどね。それはやっぱり今から私自身も水ものだと思っております。そういう気持ちもある。しかし、先ほど言いましたように、武雄市では既に中高一貫のときもウェブを持ってやっているんだと、先ほど言いましたデジタル教科書、朝見ただけで、デジタル教科書って何やろうかなって、皆さん知っておられるかわかりませんが、そういう時代の中で、やはり我々が先駆的に先駆けてじゃないかわかりませんが、皆さんの下調べになればやっていこうということですよ。だから、最高決定機関は、いつも言うように、ここの議会ですからね、これ私しょっちゅう述べていますね。だから、その機関の常任委員会の一つ、常任は常任ですからね。そうじゃなくて、特別という形でぜひともさせていただきたい。それが悪かったときは私が批判を皆さんから受けるし、市民からも受けるわけですからね。だから、そういう幅をぜひとも広げてほしいというのが私の考えであるし、提案でございますので、よろしく願いいたします。

**○議長（牟田勝浩君）**

24番谷口議員

**○24番（谷口攝久君）〔登壇〕**

今の基本的に私申し上げているのは、ITの推進についての批判じゃないんですよ。私がお尋ねしているのは、それだけ大事な委員会であれば、なお本当にやはりもう一度皆さんに呼びかけて、参加を得る、参加できるような状況をつくってあげるのも一つの委員会の持ち方じゃないかという、いや、何回でも言わにゃいかんとですよ。ただ、議運でまとまらなかったと言うけれども、例えば、議運の大勢の中にはそういうことがあったんだから、あとそれについて意見があった人に対しては、なお1日かけても話をしようじゃないかということをしているわけですから。それをいきなり動議という格好で出せば、賛成か反対しか方法ないわけですよ。つらいですよ。本当に今まで大きな問題については、それはいろんな意見があるでしょうけれども、そういうふうな形で段階を踏んでやってきた、そういうことが悪いと私は思っていませんよ。段階を踏んでも、よりいい委員会の構成ができれば、すばらしいと私は思うんですよ。でも、これ議案に出たとき、賛成か反対で、これで修正せん限り、7名の委員で持つ特別委員会しかできんわけですから、そうなると、修正できんわけですよ。じゃ、一部修正で賛成ということになれば、それで通るぞ、それでいいんですか、そうなれば。そういうわけじゃないでしょう。あくまでも専門的な知見を有する人たち、あるいは勉強する人たちですということでしょうから。そうなると、全員で委員会をとということになるとか、あるいは希望者をとってするとかという、そういう手順を踏むとすれば、これ委員

会の構成が7名で特別委員会を設置するという、条例そのものはちょっと休憩なりしてもらって、そして、表現はおかしいですけども、（発言する者あり）質問中は黙っててくださいよ。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことで私は思うんですけども、それについてはどうですか。

○議長（牟田勝浩君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

それはもう成立するかしないか、7名が修正になるかどうかという話は私全くわかりません。

〔24番「それは一緒ですよ」〕

ただいま言いますように、初日に口頭でございましたけれども、議長に諮って、いろんな経緯を踏んできたつもりでね。最初5名やったですよ。そしたら、希望者が、その話を聞いてというよりも、そういう中で、先ほど言いましたように、一番遅かったのは彼ですけどもね、じゃ、ぜひネットに市長もフェイスブックというんですか、なおして動画を配信したいと、そういう時代がもう来ているわけですからね。だから、農産物を配信するためという話も聞きました。そういう中で、今、門出の、じゃ、私ここで何名って出すわけいきませんので、結局、希望者の、当初説明しましたように、こういう中で希望者の7名で出しましたっていうことは、はっきり言うところですよ。その部分については。それにつきましては、先ほどそこだけ聞けば、非常にほかの皆さん方、変に聞こえるかわかりませんが、うちの松尾議員が議運の中でそのことを言われているわけですよ。それは議運の方覚えられていると思うんですよ。全員からとったらどうかって。そのとき松尾議員と私は個人的に話したのは、全員となったら、また意味もなかよって。どうせ一般質問なんかしよっとと一緒やっけんが、やはり一つのことに向かっていくためには、やっぱり何人か、少人数という言い方わかりませんが、少数が必ずしも精鋭とは限りませんが、やはりある程度小回りきくところで一緒に勉強していこうと、かなり突っ込んでいこうという考えも持っていますからね。そういう意味でございます。

だから、これが8名になればとか、ここで言われても私は7名で提出せざるを得ん。先ほど流れを言ったとおりです。だから、はっきり自信持って言いますが、7名で提案をします。

以上です。しているところです。

○議長（牟田勝浩君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

今、先ほど谷口議員も言われましたが、提案者も今回答されたように、こういう動議が7

名で出るなら、7名の枠でしかないわけですよ。それは御存じのとおりでしょう。こんな動議の提案は拙速ですよ。撤回してください。こんなね、先ほど言いました。やっぱり武雄市政の合併の、この1市2町合併協議会の中でも議長経験者いらっしゃいますけど、いろいろ議論して、そして新市ができとるわけでしょう。そういう中で黒岩議員は、期数上、先輩議員として、年齢も先輩議員として、そういう意味では、この間、6年、5年半近く、いろいろな動議を出されてきましたよ。そういう意味では、これは非常に。

それと、人数を限定して、こういう提案の仕方は、それだけ経験者がこういう拙速な提案の仕方、私は腑に落ちません。この議案はやっぱりもう一度、先ほど言いましたように、昨年5月の道路特別委員会つくるときも、会派の試行錯誤しながら、持ち帰りながら議論して特別委員会つくったじゃないですか。（発言する者あり）だから、そういう意味では……

**○議長（牟田勝浩君）**

できれば意見じゃなくて質疑をお願いします。

**○26番（江原一雄君）（続）**

やっぱり常設の委員会は委員会ですから、常設の委員会にかわるIT行政推進委員会だというのは、これはその説明はおかしいです。これ1つね。

それと、もう2点。調査研究としながら、IT行政推進特別委員会でしょう。名称が全然内容違いますよ。（「そんなことない」と呼ぶ者あり）そういう意味では、やはり提案の理由におかしいと、納得できないという形でちょっと答弁いただきたいと思います。

**○議長（牟田勝浩君）**

23番黒岩議員

**○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕**

注意せんでよかとか。拙速と言われたけど、そのままよかとか。拙速な提案と言われたとばってん、私、拙速だとは決して思うとらん。拙速どころか、私は15日かけてしとっとやけん。拙速そのまま認めるんですか。私は決して拙速とは思っておりませんし、逆に常設ではない今回がですね、常設と言われないような特別委員会だという意味でございます。そういう意味です。初めから特別委員会をつくって会派で割り当てるやり方じゃないで、それ当初説明したとおりですよ。だから、今までの考え方すれば、ややもすれば違和感があるかもしれませんが、特別委員会とはこういうものではないでしょうかということで、自信と確信を持って提案しているという意味でございます。

**○議長（牟田勝浩君）**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

再度ちょっと皆様方にお諮りしたいんですが、これが最後の議案です。この後、討論、採

決を行いますけれども、このまま続行してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

続行したいと思います。

お諮りします。本件は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本件は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本件に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

26番江原議員

**○26番（江原一雄君）〔登壇〕**

提案されましたIT行政推進特別委員会設置の件について反対の立場で討論を申し上げます。

第1に、このIT行政推進特別委員会の設置の件につきましては、先ほど提案者にも質問しましたように、会派の代表者会議、これまで武雄市政のもとで議会運営を円滑に推進する上でも、会派の代表者会議を呼びかけられて、昨年5月も各常任委員会や特別委員会の設置について議論をして、そうした運営のもと推進してこられました。紛れもなく今回の設置の件は、会派代表者会議もせず、拙速に提案されたもので反対であります。（「拙速やなかるうもん」と呼ぶ者あり）

第2に、動議の前置き文に調査研究としながらIT行政推進特別委員会と、目的が推進という形で、これは設置目的が矛盾しているのではありませんか。

第3に、議長の運営のあり方に意見を、先ほども会派代表者会議を設定されませんでしたけれども、そうした議長の運営が本当に今回のIT行政推進特別委員会の設置の件が動議で提案されるというのは、私は議会運営上、この間の経緯をいろいろ見聞きし、議会内でいろいろ議論する中でも、こうした重要な問題を動議で提出するのは、その中に特に委員数として7名限定で提案されていることは議会を円滑に運営する上で非常に矛盾を起す問題ではないでしょうか。

議長の運営のあり方に意見を申し上げ、今回のIT行政推進特別委員会の設置は撤回されるべきことを反対討論と申し上げ、指摘をしておきたいと思います。（「意味わからんですね」と呼ぶ者あり）

**○議長（牟田勝浩君）**

22番松尾初秋議員

**○22番（松尾初秋君）〔登壇〕**

IT行政推進特別委員会設置の件について賛成の立場で討論したいと思います。



まずもって、議運の話がございましたけれども、議運の中で、最初全員でつくれという意見もございましたけれども、これは最初は全員を対象に希望者でつくるということで最初なっております。やっぱり全会一致が得られなかった。で、こういう形になったと思います。

それで、今回、執行部のほうがどんどん進んで、i P a dとか、電子黒板の導入とか、MY図書館とか、いろいろ進んでおりますけれども、やっぱり議会のほうもそれにおくれず、ずっと推進していかねばいけないというふうに思います。私自身はメールもしい得んどですよ。何もしい得ん人間ですけども、この重要性は十二分にわかっております。そして、推進のことでいろいろ議論がありましたけれども、推進のための調査研究だと思っております。

以上で私の賛成討論を終わります。

### ○議長（牟田勝浩君）

ほか討論ございませんか。

討論をとどめます。

これよりIT行政推進特別委員会設置の件を採決いたします。本案は御異議がございますので、起立により採決を行います。

お諮りいたします。7名の委員をもって構成するIT行政推進特別委員会を設置し、関連する問題の調査研究事項を付託の上、閉会中も継続して調査研究することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、7名の委員をもって構成するIT行政推進特別委員会を設置し、関連する問題の調査研究事項を付託の上、閉会中も継続して調査研究することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。ただいま設置されましたIT行政推進特別委員会の特別委員の選任につきましては、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、先ほどの採決に従い、23番黒岩議員、21番杉原議員、22番松尾初秋議員、12番吉川議員、5番山口良広議員、3番上田議員、2番山口等議員の以上7名を特別委員に指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「賛成」「反対」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議がございますので、起立により採決を行います。

ただいま設置されましたIT行政推進特別委員会の特別委員の選任につきましては、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、先ほど言いました7名を特別委員に指名したいと思います。これに……

〔25番「議長、議事進行」〕（「よかよか、行け行け」と呼ぶ者あり）

これは議事進行は議事に対する進行ですか。

[25番「そうです」]

もう採決ですので、(「採決せろ」と呼ぶ者あり)採決ですので、採決の分を(発言する者あり)

[25番「採決の前に議事進行……」]

議事進行はいつも言いますけれども、きちんとその前に進んで終わりじゃなくて、最初に言っていたきたいと思います。

[25番「採決の前に議事進行せにゃ意味がないでしょうが」]

採決の前にじゃなくて、ここでお諮りいたしますと、再度採決いたしますというところで言っていないと、もう途中まで済んでおります。もう後は起立採決のみになっております。(発言する者あり)

以上の7名を特別委員に指名したいと思います。これに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、ただいま指名しました7名をIT行政推進特別委員会委員に選任することに決しました。(発言する者あり)

ここでIT行政推進特別委員会の正副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

休	憩	12時33分
再	開	12時39分

#### ○議長(牟田勝浩君)

休憩前に引き続き再開いたします。

特別委員会における正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、御報告申し上げます。

IT行政推進特別委員会委員長に23番黒岩議員、同副委員長に2番山口等議員。

以上のとおりでございます。よろしく願いいたします。

#### 日程第13 閉会中継続審査申出について

日程第13. 閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

総務常任委員長から、審査中の請願第3号 公共交通機関の存続に向け、JR九州に係る経営支援策の継続を求める請願については、今後引き続き検討を要するとのことで、武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付してありますとおり、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

お諮りいたします。総務常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、請願第3号は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

## 日程第14 閉会中継続調査申出について

日程第14. 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申し出が議長あてに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件につきましては、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程は――23番黒岩議員

〔23番「これですべて終わりでしょう」〕

議事進行。23番黒岩議員

### ○23番（黒岩幸生君）

1つ気になっているのが、懲罰委員会のことですが、どのような形で議長がおさめられたのか、きょうこれで9月議会終わるわけでしょう。上野委員長から話が出たですね。で、提案された。そのことについて議長はどのような終局というんですか、を思っておられるのか、それはやっぱり言うとかにやいかんと思いますので、お伺いしたいと思います。

### ○議長（牟田勝浩君）

23番黒岩議員からの議事進行についてお答えしたいと思います。

これは、先ほど議会前に行われました議会運営委員会の中で報告いたしまして、皆さん方の会派に報告願いますと言いましたけど、再度お伝えしたいと思います。

宮本議員に懲罰委員会の決定を今議会初めに申しました。それを拒否されました。そこで、議会として何かその拒否の分をできるか、何か懲罰がさらにできないものかということで事務局及び先輩、議長経験者の皆さんにお伺いしました。その中で、議長としては嚴重注意しないと、さらに宮本議員には会期末まで待つので、その分で報告してくれということで、先般、宮本議員に再度その意思を確認しましたところ、これ以上意思はないということで、また再度注意させていただきました。今議会においても、数回この席で注意させていただきましたけれども、宮本議員につきましては、さっき言いました嚴重注意の部分でとどまらせていただいております。さらにこれ以上の何らかの罰則はないものかということで調べましたけれども、なかったということで、注意にとどめさせていただきました。

23番黒岩議員

### ○23番（黒岩幸生君）

今回すべてのことに関連するかわかりませんが、議長が議運で図られて結論を得ていたら、そう言ってもらえれば我々はわかるんですよ。だから、状態がわからないままと

ということですね。ケーブルワンの話もしましたね。いろいろな話、今度したんですけれども、議長と議運だけで話すのも結構ですけれども、実は22日のことも私わからなかったんですよ。事務局に来て、これは出ないということですので、22日に動議を出して、そして、きょうに持ち越したんですね。だから、そういうのは努めて——努めてじゃなか、絶対言うべきですね。先ほど言うように、議場がすべてですので、議運で話されたこと、代表者会議で話された、いろんなことを話されても、やはり議場で報告するというのはぜひとも今後守っていただきますよう——議事進行にならんかな、お願いします。

○議長（牟田勝浩君）

今、議事進行が出ました。努めて報告したいと思います。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして平成23年9月武雄市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 12時44分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 牟 田 勝 浩

〃 副議長 小 池 一 哉

〃 議 員 山 口 良 広

〃 議 員 石 丸 定

〃 議 員 上 野 淑 子

会 議 録 調 製 者 筒 井 孝 一